

自転車用ヘルメットの 購入費の一部を補助します

令和5年4月1日の改正道路交通法施行により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっています。

碧南市ではヘルメットの着用を推進するため、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者に対し、自転車用ヘルメット購入費の一部を補助します。

対象者

市内在住の

- ①7歳から18歳の児童生徒等
- ②65歳以上の高齢者

※過去に補助を受けられたことがある方は対象外です。

補助金額

ヘルメット購入費用の2分の1

※10円未満切り捨て

※上限2,000円

対象ヘルメット

- ①自転車乗車用ヘルメット
- ②令和7年4月1日以降に購入した新品のもの
- ③下記のいずれかの安全認証がついているもの

SGマーク…(一財)製品安全協会の安全認証



JCFマーク…(公財)日本自転車競技会連盟の安全認証



CE(EN1078)マーク…EU加盟国の安全認証



GSマーク…ドイツの安全認証

CPSCマーク…米国消費者製品安全委員会の安全認証

令和8年3月31日までに購入したヘルメットは3月31日まで(年度内)に申請してください



※購入時にマークがついているか必ず確認してください。

マークのないものは補助の対象となりませんのでご注意ください。

◆お問合せ◆

碧南市地域協働課交通防犯係

☎0566-95-9873

申請方法

申請に必要なもの

- ①領収書等…ヘルメット購入費用の支払い手続きが完了したことを証する書類
- ②カタログ、現物、写真等…ヘルメットの安全認証マークが確認できるもの
- ③マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等…着用者の身分証明書
- ④通帳等…補助金の振込先がわかるもの
- ⑤補助金交付申請書
- ⑥補助金交付請求書

※⑤及び⑥はHPからダウンロードまたは市窓口にあります。

※ご注意ください※

◆令和7年度に対象となるのは下記の人です。

- ①児童生徒等…平成19年4月2日～平成31年4月1日に生まれた人
- ②高齢者…昭和36年4月1日以前に生まれた人で、本人が申請される方

◆領収書には次の内容が記載されていることが必要です。

- ①申請者又はヘルメット着用者の氏名
- ②領収日
- ③領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの）
- ④購入相手方（購入した店舗）
- ⑤購入品名（「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの）

◆支払い時の各種ポイント利用による減額分は補助対象外となります。ただし、商品券、ギフト券等、金券による支払いは補助対象となります。

「改正道路交通法(令和5年4月1日施行)」

自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

また、保護者等は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

「自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化」(自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例が発生していることから、愛知県の条例で、自転車賠償責任保険等の加入が義務化されています。